

<p>全国クレジット・サラ金 被害者連絡協議会ニュース NO.65 2007.4.22</p>	<p>発行 全国クレ・サラ被連協事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階 電話 03(5207)5507 FAX 03(5207)5521 Eメール:hirenkyo011@nifty.com ホームページ http://www.cre-sara.gr.jp/</p>
---	--

政府の多重債務者対策本部「多重債務問題改善プログラム」を決定！

－都道府県に多重債務者対策本部(協議会)を設置－

－全ての市区町村に丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う多重債務相談窓口を設置－

－ヤミ金による被害相談を受けた警察は、迅速に被害をストップするため、
違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う－

政府の多重債務者対策本部（本部長山本有二金融担当大臣）は、多重債務者の救済・支援などの多重債務対策について「多重債務問題改善プログラム」を決定し発表しました。

同プログラムは、今後の多重債務者の発生を防止する仕組みは法改正による貸し手への規制強化によることとし、現在200万人を超えている既存の借り手などを対象とした「借り手対策」が必要として

丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸し付けの提供 多重債務者予防のための金融経済教育の強化 ヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等を決定しこれを、国・自治体及び関係者が一体となって、実行すること、各省庁は直ちに取り組むこと、各年度において各施策などの進捗状況をフォローアップを行うこと等を定めています。

「多重債務問題改善プログラム」の主な内容

「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備」

遅くとも、改正貸金業法完全施行時（2009年末）には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現する。

相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導する。

多重債務対策の充実のため、都道府県に県庁の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体、その他関係団体で「多重債務者対策本部（協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うこと。

国の機関における相談体制の強化、相談内容の充実

財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関（弁護士・司法書士・医療機関等）に紹介・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努める。（金融庁その他関係省庁）

自治体における取組みのバックアップとして、各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する。（金融庁）

国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（内閣府、金融庁その他関係省庁）

セーフティネット貸付けの提供（厚生労働省）

社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込

まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す。

社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として「最低賃金法の一部を改正する法律案」の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。

事業者向けのセーフティネット貸付け

早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促す。

経済金融教育の強化(文部科学省)

社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。

当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促す。高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討する。

担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修等を行う。研修については、必要に応じて、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力を仰ぐ。

教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることを期待する。

金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく関係者の努力を促す。

(文部科学省、金融庁その他関係省庁)

ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化について

警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する。(警察庁、金融庁)

無登録業者だけではなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。(金融庁)

犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する。(警察庁その他関係省庁)

被害者への対応等

ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。

特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する。(警察庁、金融庁)

警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。(警察庁)

各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する。

上記以外の取組み(金融庁)

信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底する。

貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討する。

改正貸金業法の適正な執行を確保するため、これまで以上に金融庁・財務局における監督・検査体制を充実強化する。また、他の関係部署・関係者との連絡・連携を強化するとともに、人員の適正

配置に配慮する。

又、都道府県に対して、検査監督体制の充実強化を図るよう要請する。

各施策の実施時期とフォローアップ

上記の各施策については、いずれも本対策本部及び各省庁が直ちに取り組むこととする。

各市町村に相談窓口における対応の充実を要請する際には、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。

また、本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。

なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する。

「多重債務問題改善プログラム」は「総合的な多重債務対策の基本」完全実施を！

昨年「出資法の上限金利の引下げ」「グレーゾーン金利の撤廃」を柱とする抜本的な改正となる「貸金業法」が成立し、国会決議に基づき、内閣府多重債務者対策本部が設置され、その後内閣府多重債務者対策本部・有識者会議は6回の会合を精力的に行いました。

有識者会議には日弁連から宇都宮健児弁護士、被連協から本多良男事務局長が出席し、多重債務者の予防と救済のため、積極的な政策提言をし、それが4月9日の「多重債務問題の解決に向けた方策について（有識者会議による意見のとりまとめ）」にまとめられていました。

この「有識者会議による意見のとりまとめ」を尊重して「多重債務問題改善プログラム」が決定されたものです。多重債務者の予防と救済策として高く評価すべき内容となっています。

「多重債務問題改善プログラム」は、「働いても生活できない、働く貧困層・ワーキングプア」といわれる「貧困」をなくす政策、生活福祉資金貸付けの充実、自殺対策など不十分なものはあるものの、今後日本の「総合的な多重債務対策の基本」となるもので、プログラムの完全実施をもとめていきたいと思えます。

－都道府県の多重債務者対策本部(協議会)に被害者の会が参加できる道－

都道府県の多重債務者対策本部(協議会)の設置については「多重債務問題改善プログラム」で「多重債務対策の充実のため・・・都道府県に県庁の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体、その他関係団体で「多重債務者対策本部(協議会)」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行う」と記載されています。

「多重債務者支援団体」とは「被連協・被害者の会」です。都道府県の多重債務者対策本部(協議会)の中に被害者の会が参加できる道ができました。

被連協・被害者の会が都道府県の多重債務者対策本部(協議会)に積極的に参加していくよう頑張りたいと思えます。長野県・香川県では県知事宛に県の多重債務者対策本部(協議会)に参加させるよう要請しています。「多重債務問題改善プログラム」決定を受けて各地の被害者の会でも都道府県に多重債務者対策本部(協議会)の設置と被害者の会を参加させることを要請しましょう！

あわせて私たち被害者の会にも大きな期待が寄せられています。丁寧で親切な相談体制をしっかり作り、被害の予防と救済に全力を上げていきたいと思えます。

5月15日第4回過払い金返還請求全国一斉提訴(任意請求を含む)頑張りましょう！

－違法利息は払いません！過払い金は取り戻そう！－

5月15日～11月13日まで47都道府県を巡る

「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」行動に参加を！

－過払い金返還請求－被害者の掘り起こし！－

－全ての都道府県市町村にクレ・サラ相談窓口の設置を！－

金利引下げまで3年の経過措置が残されています。払わなくてもいい利息を3年間も払わせてしまうこととなります。

被連協は過払い金返還請求対策委員会(責任者：仲山忠克弁護士(沖縄クレジット・サラ金被害をな

くす会))を設置し、違法利息は払いません！過払い金は取り戻そう！運動を呼びかけ、今年は5月15日と11月13日に過払い金返還請求全国一斉提訴(任意請求を含む)を行う事にしました。

又、払わなくてもいい利息があることを知らせ、全ての都道府県市町村に多重債務相談窓口の設置を要請していくため5月15日～11月13日まで47都道府県を巡る全国キャラバン行動を行います。

5月15日(火)第4回全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴(任意請求を含む)を闘いましょう！

過払金返還請求対策委員会は「過払い金返還請求全国一斉提訴(任意請求を含む)ー違法利息は払いません！過払い金は取り戻そう！ー」のポスターを作成し各被害者の会宛送付しています。

「過払金返還請求全国一斉提訴ポスター」を必要な方は事務局の夜明けの会(tel:048-774-2862 fax:048-772-0076)宛ご連絡ください送付いたします。

過払い金返還請求運動を成功させるため募金のお願いをしています。ご協力いただける場合は下記過払い金返還請求運動費用募金の送金口座にご送金いただければ幸いです。

過払い金返還請求運動費用募金の送金口座
みずほ銀行 銀座通支店 普通口座 2134586
名義 全国クレ・サラ被連協 代表 本多良男

07年 第2回全国クレ・サラ被連協代表者会議 4月8日 愛媛県 松山市で開催

全国クレ・サラ被連協代表者会議は4月8日(日)午前9時00分～12時まで松山市・リジュール松山で開催され、全国各地20の被害者の会の代表34名、1団体1名が参加しました。

議長に吉田豊樹さん(夜明けの会)書記に川内泰雄さん(大阪いちょうの会)を選出し次の通り議事を進行しました。(会場は桜満開の松山城を目の当たりにするすばらしい会場でした)

代表者会議では各地の被害者の会の取組み・活動経験・情勢の報告・交流をしました。

討議の内容・決定事項を下記の通り報告します。

被連協代表者会議での決定事項

1. 静岡クレ・サラ被害者の会(ふじみの会)被連協加入を決定！

住所〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-56 山梨ビル2階

電話 054-270-4955 FAX 054-270-4966

代表者 会長 野崎繁男 事務局長 小寺敬二司法書士

相談日 毎週水曜日 18時～20時30分

金曜日 15時～19時

静岡クレ・サラ被害者の会(静岡ふじみの会)は今年1月20日に結成されました。

規約には「多重債務被害者の被害救済と自立的回復支援を目的とする」として、多重債務を自ら乗り越えた方たちが中心となって、自らの体験をもとに多重債務者の生活改善を支援していく会です。

結成集会では、記念講演として磐田市の服部病院院長・精神科医・山名純一先生が「薬物・アルコール・パチンコ・ギャンブル・借金依存症」についてわかりやすくお話しして下さいました。

「依存症を治す唯一の方法は患者同士のミーティングを重ね、病を自覚することしかない」とのお話に、被害者の会が取組んでいる、被害体験を語り合うミーティング・定例会と同じだと思いました。

「クレサラ被害者の会の役割」について木村達也弁護士及び参加者から意見交換も行われました100名弱の参加でふじみの会が設立されました。

青木ヶ原樹海に自殺防止看板設置行動に参加した多くの皆さんが静岡ふじみの会設立を祝い参加しました。静岡ふじみの会の名称は、「富士を仰ぐ」「不死身」を意味してつけられたとのこと。共に頑張っていきたいと思います。

2. 福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさくの会)の被連協加入は6月の総会で！

住所〒910-0019 福井市春山1-3-22

電話 0776-88-0121 FAX 0776-88-0122

代表者 会長 島田広弁護士 事務局長 永田廣次司法書士

相談日 毎週火曜日 15時～17時 毎週木曜日 17時～19時

定例会 毎月第2、第4月曜日 18時～20時00分

福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさく会)は今年1月27日に結成されました。規約には「クレジット・サラ金・悪徳商法被害の予防・救済とあわせ、会員の健全な生活の確保と会員相互の親睦を目的とする」として福井県内の弁護士・司法書士中心に設立準備委員会を経て、福井まんさ

くの会結成となりました。マンサクの花は「春を告げてまず咲く花」です「長い冬の眠りから目覚めて躍動する生命の息吹こそが春の訪れを長く待ち望んだ心を満たす」にちなんで「まんさくの会」の名称になりました。

基調講演は、木村達也弁護士「高金利格差社会を斬る～いまなぜ被害者の会が必要なのか」がありました。福井まんさくの会の事務所は、福井地方裁判所の至近距離に事務所を設けて専従事務員も配置されます。福井まんさく会創立総会の前の「クレ・サラ相談会」には福井県内から50人を超える相談者が来られました。共に頑張っていきたいと思います。

福井まんさく会では被連協加入申込みを決定していましたが、被連協加入申込み書が、代表者会議の会場に届いていませんでした。事務局からは口頭報告で被連協加入を決定するよう求めましたが、議論の中で「被連協加入申込み書が届いてから決定すべきだ」との意見があり、6月3日京都で開催される第26回被連協総会で加入について決定することになりました。

被連協加入申込み書が届かなかったのは事務局の不手際です。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。福井まんさく会の皆様ごめんなさい。

3. 4月7日の全国クレ・サラ対協拡大幹事会での全国キャラバン行動についての討議について「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」行動を満場一致拍手を持って決定！

47都道府県を巡る全国キャラバン行動について、4月7日の全国クレ・サラ対協拡大幹事会では、全国キャラバン行動は多大なエネルギーと費用がかかる、費用対効果は？ 高金利引き下げの課題では昨年全国キャラバンを成功させることができたが、今年にやる意義は？ 運動を支える、被連協、青司協で議論が尽くされているのか？等の意見があり、4月8日の被連協代表者会議で議論決定することになりました。被連協代表者会議では

金利引下げまで3年の経過措置がある、払わなくてもいい利息を3年間も払わせてしまうことになる、払わなくていい利息を周知徹底する。

多重債務者の掘り起こしをする。

クレ・サラ相談会を実施する。

全国一斉過払い金返還請求運動と連携し行う。

全国都道府県に多重債務者対策本部（協議会）の設置を要請していく。

全国都道府県、市区町村に対し相談窓口設置を要請していく。

キャラバン行動をやることで行政の取組が強まり、県全体の運動が高まる。

キャラバン行動を通して、被害者の会がない県で被害者の会作りにつなげていく。

キャラバンカーは昨年使用したものが残っておりそのまま使えるので、費用負担は少ない。

高金利引下げ連絡会は全国キャラバン行動を決定し、チラシ、ポスター、幟、キャラバンスポット、地方自治体への要請書等を準備している。

行政の多重債務者対策の充実を求める連絡会と連携を図っていく。

などなど全国キャラバン行動の目的・意義などについて熱心に討議し、「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」行動をやることを満場一致拍手を持って決定しました。

*「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」行動については「多重債務者の掘り起こしキャラバンニュース第1号」等添付書類を見て下さい。

4. 「被連協・被害者の会統一相談マニュアル」決定は6月の総会で！

全ての都道府県市町村にクレ・サラの相談窓口を設置させる必要があります。同時に全ての被害者の会の相談体制の強化が求められています。

各地の被害者の会の相談体制の強化にあたり「被連協・被害者の会あり方ガイドライン」に沿った「被連協・被害者の会統一相談マニュアル」作りのため、被害者の会相談員会議を07年2月、3月開催し、相談マニュアルの作成について討議しています。

6月3日京都で開催される第26回被連協総会で決定することになりました。

5. 「被害者の会」のない県をなくそう活動

被連協加盟の被害者の会がない県は下記の8県です、今年中に全ての県で被害者の会を結成しようと活動しています。

各地の準備状況の報告は次の通りです。

青森・秋田・山形：東北ブロック交流集会で推進中

- 青森県：9月8日「利息制限法引下げシンポ」を青森県八戸市で開催されます。その行動の中で被害者の会の結成を呼びかけていく。
- 秋田県：6月23日「行政対策シンポ」を秋田市で開催する。その行動の中で6月23日秋田被害者の会の結成総会を行う、相談会も行う。
- 茨城・山梨：茨城県：6月9日「調停対策シンポ」を茨城県つくば市で開催する。その行動の中で被害者の会の結成を呼びかけていく。
- ：山梨県：富士・青木ヶ原に自殺防止の看板設置行動への参加呼びかけ行動を通して被害者の会の結成を呼びかけていく。
- 富山：金沢あすなる会・北陸ブロックを中心に福井に続いて富山でも作ろうと活動中
8月18日「調停対策シンポ」を富山市市で開催されます。その行動の中で被害者の会の結成を呼びかけていく。
- 山口：広島つくしの会が呼び掛けている
- 高知：今年中に立上げ予定

全国クレ・サラ被連協第26回総会のご案内

全ての都道府県市町村に親切・丁寧なクレ・サラ相談窓口の設置を！
違法利息は払いません！過払い金を取り戻そう！私の過払い金返して下さい運動を！
ヤミ金融の徹底した取締りを！ヤミ金融被害の根絶を！
クレ・サラ被害救済センターとして被連協・被害者の会運動の前進を！
全ての都道府県に被害者の会を！

日時 6月3日(日)午前9時 - 午前12時

場所 「京都アスニー」3階 第3研修室 (案内図は別紙の通り)

(〒604-8401 京都市中京区丸太町通七本松西入ル(075)802-3141)

JR山陰線円町駅下車徒歩10分、

地下鉄丸太町駅・市バス 93.202.204 約15分 京都アスニー前下車

JR京都駅・市バス 206 約25分 京都アスニー前下車(案内図は別紙の通り)

議題

1. 2005年度活動報告と2006年度活動方針

討論

討議採決

2. 2006年度会計決算報告

2006年度会計監査報告

討議採決

3. 2007年度予算案提案

討議採決

4. 総会アピール・決議 討論・採択

5. 役員補充 討議採決

第26回全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会総会を6月3日(日)午前9時 - 午前12時に京都市で開催することになりました。ご出席下さいますようお願いいたします。

尚、すでにご案内の通り、総会の前日、6月2日(土)に「クレ・サラ実務研究会in京都」が京都で開催されます。又、総会の日午後6月3日(日)午後1時 - 午後5時に生活保護問題対策全国会議設立記念京都集会在総会の場所である「京都アスニー」で開催されますので合わせてご出席下さいますようお願い申し上げます。

京都は観光シーズンです、修学旅行、学会などもあり宿泊・新幹線などの確保が難しいとのこと。宿泊・新幹線・交通など各自で早めに確保されるようお願いいたします。

又、「クレ・サラ実務研究会in京都」の申込は早めに参加申込をして下さい。

各被害者の会宛に被害者の会活動アンケートと06年度の相談件数の集約をお願いしています。FAX又はメールで5月21日必着で事務局まで届けてくださるようお願いいたします。

寄稿

私が思うことーその1

回収ノルマが達成できなくて…上司から「お前なんか死んじゃえよ！」の罵声

大手消費者金融を退職 「追う立場」から「救う立場」へ

ー多重債務者に救いの手をさしのべる。実は私自身も救われているー

Y・Hさん(愛知かきつばたの会・相談員)

私は大手消費者金融の社員であった。昨年06年3月に会社を辞め、故郷愛知県に戻ってきた。

01年9月に入社してから従事してきた業務は、営業店での貸付・債権回収の2年間、債権管理センターでの3年間であった。特に比重が大きかったのは、債権回収=取立である。

昨年4月、アイフルの全店業務停止の行政処分から見てわかるように大手消費者金融でさえ、取立のモラルの低さを露わにしている。

延滞している不良顧客に対し、怒鳴りつけてみたり、すごんでみたり、暴言を浴びせてみたり、悪態をついてみたり、陰湿な嫌みを言ってみたりと数え切れない程、人間として最低な鬼のような取立をしてきた。債権管理センターに移動した当初は、「借りた金を返さない奴なんか最低だ」と思っていた。

しかし仕事をしているうちに、それは間違いであると思えてきた。

経済破綻、家庭崩壊、失踪、夜逃げ、ホームレス、業務上横領、窃盗、強盗、殺人、自殺・・・

自分の仕事は人を追い詰め破滅させるだけなのか？疑心暗鬼と人間不信。回収ノルマを達成しないと、上司からねちねちと説教され、人間性をも否定される。日を追う毎に増す上司の罵詈雑言。そのストレスを発散させるためのアルコール漬けの日々。

「無限地獄」と書けば大袈裟などと思われるかもしれないが、少なくとも私にとって、取立は「無限地獄」としか言いようのない世界だった。

そんなある日、回収ノルマが達成できなくて副センター長から言われた言葉。「お前なんか死んじゃえよ！」この一言で私は会社を辞める決心をした。

私は退職届を提出していた。そして慰留らしい慰留もなく、約5年間勤めた会社を辞めた。

辞めたばかりの時は、なにもかも失ってしまったような不安と虚脱感に襲われたが、どうもこれは私の勘違いであった。今希望に満ち溢れ、充実した日々を送っている。

消費者金融業とはかけ離れたコールセンターでのSVとして働いている。そして、せめてもの罪滅ぼしとして、水谷司法書士が活躍するクレ・サラ被害者の会「愛知かきつばたの会」相談員をボランティアで引き受けている。

なぜ多重債務者を追い詰め、破滅させてきた私が、今度は多重債務で苦しんでいる人たちの相談にのっているのかと疑問に思われる方もいると思う。それは思うことがあってからこそである。

多重債務者の相談相手となり、それぞれに見合った債務整理の手ほどきし生活立て直しのアドバイスをする。多重債務者に救いの手をさしのべる。

実は私自身も救われているのである。と同時にさんざん今まで鬼のような取立で多重債務者を苦しめてきた私のドス黒く染まりきった心が癒され、浄化されるのである。

こう表現すると何か宗教みたいと思われるだろうが、そもそも多重債務者救済活動は宗教ではないだろうか？「追う立場」から「救う立場」へ、これが私にできる最大限の贖罪行為である。

相談日には多数の相談者が相談会場にどっと押し寄せる。地元愛知県だけでもこんなにも多重債務に悩み、苦しんでいる人たちがいるのかと改めて驚かされる。

その相談内容も様々だ。「夫に秘密で借金をしていたが、返せなくなり困っている、助けてほしい」「夫が内緒で借金を重ねて多重債務者になった、どうしたらいいか？」「ギャンブルが原因で借金を膨らませ返せなくなった」「悪徳商法に騙されてしまい多額の借金を抱えてしまった」などなど、どれもこれも深刻な多重債務問題である。私は努めてこれらの悩みの声に応えるようにしている。少しでも多くの多重債務者を救いたいからだ。

ようやく私は本来の自分を「Y・H」というアイデンティティ取り戻せたのだと思えるようになった今日このごろである。2006年12月世論の強い後押しを受け、遂に改正貸金業が成立、3年後を目途にグレーゾーン金利の撤廃がほぼ確実となった。このことにより消費者金融業界は大打撃を受け、大手各社は大規模な人員のリストラ、店舗の統廃合による縮小・撤退。中小各社は撤退や廃業を余儀なくされることであろう。現実に昨年末から今までは追加融資を受けられた会社から新たな借入を停止させられる「貸しはがし」の相談が見受けられるようになった。自転車操業していた多重債務者が突然ブレーキをかけられたのである。停まった自転車で立ち続けることは、至難な技である、一部はヤミ金に走ったり、貸します詐欺や保証金振り込み詐欺に引っかかるかもしれない、相談者も急増するだろう。でも、私は怯むことなく、自分の持ちうる力を最大限に発揮し、最後まで闘うつもりだ。

借金をしなくとも人間らしく生きていける社会が構築されるその日まで何度でも・・・！（続く）

NHKテレビ 東京・T子さん 鹿児島県奄美市の禧久孝一さん

東京・太陽の会 東京・浅草民主商工会のネットワークが多重債務者を救う！

4月12日NHKテレビ「日本の現場」鹿児島県奄美市の市民生活課係・禧久孝一さんの多重債務者救済活動の様子が放映されました。

NHKテレビ「日本の現場」を見た東京・台東区のT子さん(65才)から4月13日奄美大島の禧久孝一さんに「主人の借金は10社以上で500万円を超えている、主人は自営業をしていたが、現在はやめて入院中、家賃も滞納している、助けてください」の電話が入りました。

禧久孝一さんから東京・太陽の会にFAXと電話で「生活の立て直しの助言をして下さい」との連絡がきました。

太陽の会の相談員はTさんと連絡を取りました。Tさんは「お金がなくて11日から何も食べていない、病院の費用も払えない、娘がいるが駄目なんです」と力なく話されました。

太陽の会の相談員は「これは大変だ緊急に対処する必要がある」「生活保護が必要だ」と判断し、台東区の多重債務者の相談をしている浅草民主商工会「桜会」と連絡を取りました。

浅草民主商工会「桜会」の方はすぐさまTさんのお宅にトマト・キュウリ・リンゴ・牛乳をもって駆けつけて下さいました。

こうしてともかくTさんの緊急事態は脱しました。Tさんは生活保護の申請し、まずまともな生活環境を確保し、債務は破産で解決可能だと思っています。

Tさんからは素早い救援の手が届いたことにびっくりしながら、「生きていて良かった」「ここから感謝します」と太陽の会にお礼の電話がありました。

奄美市大島の禧久孝一さんのところにも同様の感謝の電話が入っているとの事です。

浅草民主商工会「桜会」の方より素早い救援の手がさしのべられたことに心から感謝申し上げます。

NHKテレビ 東京・T子さん 鹿児島県奄美市の禧久孝一さん 東京・太陽の会 東京・浅草民主商工会のネットワークが多重債務者を救うことにつながりました。

NHKテレビの「日本の現場」も被害救済に大きな力となりました。

このことをアイフル対策のメーリングリストで伝えたら、松山の三好典史先生から「久しぶりに泣きました。助けた方も、助かった方もみんなが助けられているんだと思います。」と暖かいコメントをいただきました。Tさんのような方はこの日本でまだまだたくさんいるのではないかと思います。

多重債務者の救済は、弁護士、司法書士、地方自治体、被害者の会、民主商工会、労働組合、マスコミなど様々な方の被害救済のネットワークが必要であるということを示しています。

被連協加盟の被害者の会がない県は、青森・秋田・山形・茨城・山梨・富山・山口・高知の8県です。

今年中に全ての県で被害者の会を結成し、さらに「津々浦々に被害者の会を」作り、被害救済のネットワークを広げていきたいと思えます。弁護士、司法書士、地方自治体、被害者の会、民主商工会、労働組合の皆様方のご協力をお願いいたします。(被連協・太陽の会相談員 本多良男)

編集後記・事務局より

内閣府多重債務者対策本部が決定した「多重債務問題改善プログラム」は国、内閣府、総務省、金融庁、警察庁、厚生労働省、文部科学省、法務省、関係省庁、自治体及び関係者が一体となって、実行すること、各省庁に直ちに取り組みすることを指示する明確な方針になっています。

「働いても生活できない、働く貧困層・ワーキングプア」といわれる「貧困」をなくす政策、生活福祉資金貸付けの充実や自殺対策など不十分なものはあるものの、今後日本の「総合的な多重債務対策の基本」となるもので、プログラムの完全実施をもとめていきたいと思えます。

国の方針ができました。全国都道府県に都道府県関係部署、都道府県警察、弁護士会、司法書士会、被害者の会が参加する多重債務者対策本部(協議会)の設置、全国の市町村1834における多重債務に関する相談窓口の設置など地方からも要請をしていきましょう！

又、プログラムは「ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。」としています。被害者が警察に相談に行って「借りたものは支払え」といった対応だったら、プログラムを見せてしっかりやって下さいと要請しましょう！

全国キャラバンの「幸せの黄色いTシャツ」完成！

「借金の解決は必ずできます。NEVER GIVE UP! don't worry be happy..」

「あきらめないで！心配しないでいいよ！幸せになろうよ！」の「幸せの黄色いTシャツ」を着て

07「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」行動を頑張りましょう！ (事務局長本多良男)